

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
1	募集要項 P1	3参加資格(2)	「令和5・6年度所沢市競争入札参加資格名簿に記載されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みである者」と記載されているが、参加資格の種目名、営業種目名等の指定はあるか。 また、今から登録することは可能か。	「3参加資格(2)」の要件を削除します。
2	募集要項 P1	3参加資格(3)	「専門技術者」と記載されているが、これは具体的にどのようなレベルを求めているか。	一般社団法人日本電機工業会(JEMA)及び一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)が公表している「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」に定義された「専門技術者」を指します。
3	募集要項 P1	3参加資格(4)	「安定的かつ健全な財政能力」とあるが、具体的な数値・指標はあるか。	数値・指標はありません。事業の円滑な遂行能力について、提出された参加資格に係る書類等から総合的に評価します。
4	募集要項 P2	3参加資格(6)	「(5)本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。 ・建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士 ・電気事業法(昭和39年法律第170号)による第一種、第二種または第三種電気主任技術者」 とあるが、本事業の実施に当たりこれらの資格は不要と思われるため、削除したほうが良い。	建築基準法や電気事業法等法令の遵守の観点から必要だと考えています。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
5	募集要項 P2	3参加資格(6)	「上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力企業の者が有していれば足り」とあるが、単独応募における発注先の協力企業所属社員が資格を有していれば問題ないか。	お見込みのとおりです。任意様式でご提出いただく「事業実施体制」の中に、有資格者を記載してください。
6	募集要項 P2	4提出書類(1)	「④ 共同企業体協定書(任意様式)」は委任状の提出でも良いか。	協定書の提出をお願いします。 なお、協定書及び構成員構成表を様式に追加します。
7	募集要項 P2	4提出書類(3)	「オ 納税証明書」の表現は、「国税及び都道府県税の納税証明書」としたほうが分かりやすい。	「カ 納税証明書（法人税・消費税・地方消費税、滞納がないことがわかる、発行日から3か月以内のもの） キ 市内に事業所を有する場合のみ、市税の納税証明書（市民税・固定資産税・軽自動車税・事業所税・都市計画税、滞納がないことがわかる、発行日から3か月以内のもの）」に修正します。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
8	募集要項	P3	5企画提案書の内容 内容(1)エ	余剰電力の活用は必須か（余剰が出ない規模にする、出力制御し逆潮しないようにする、などの提案は不可か）。	検討した結果、余剰電力の売電が市に最適な方法でないのご判断いただいたのであれば、活用しない方法も提案可能です。 その場合、提案書には検討結果をご記載ください。
9	募集要項	P4	5企画提案書の内容 内容(1)カ	「非常時・停電時に利用可能なシステム」との記載があるが、蓄電池の可否はどのように考えているか。 また、非常時・停電時に利用可能なシステムの提案は単価上昇要素となるが、必須要件か。	災害時に太陽光発電設備等が利用可能であることは必須要件です。 なお、蓄電池の設置は提案事項と考えており、必須ではありません。
10	募集要項	P4	5企画提案書の内容 内容(1)カ	「非常時・停電時に利用可能なシステム」との記載があるが、想定している電力需要はあるか。	日中における冷凍庫・冷蔵庫の維持を主に想定しています。 なお、厨房機器使用電力量における冷蔵・冷凍設備の電気容量を参考資料として追加で公開します。
11	募集要項	P4	5企画提案書の内容 内容(1)キ	「上限単価は34円/kWhとする」と記載があるが、消費税込みの金額か。	消費税及び地方消費税を含む価格となります。 定額の月額電気料金での提案の場合のkWh当たりの単価換算においても同様にお考えください。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
12	募集要項 P4	5企画提案書の内容(1)キ	PPA 単価低減の方法として余剰電力の売電が挙げられるが、PPA 契約 2 0 年の間安定して売電収益を得られる保証はないため（各種国内制度の変更など）、余剰電力の売電が PPA 単価低減に大きく寄与することは考えづらいと考える。 その他本書面に記載する各条件を勘案すると、3 4 円/kWh(税込)のボーダーを下回することは難しいと考える。	上限単価の再考は考えていません。 なお、募集要項及び仕様書の条件については一部変更しますので、本回答及び変更後の募集要項(案)及び仕様書(案)をご確認ください。
13	募集要項 P4	5企画提案書の内容(1)キ	上限単価は 3 4 円/kWh（税込）と記載されているが、学校給食事業という業態では年間の稼働日が極めて少なく太陽光発電設備からの発電可能量の数割程度しか自己消費できないものと想定されるため、「上限単価の再考」をお願いできないか。	回答No12のとおりとします。
14	募集要項 P4	5企画提案書の内容(1)キ	「単価にはパワーコンディショナー機器更新にかかる費用（事業期間中に最低 1 回）及び廃棄費用を見込んで提案すること。」とあるが、パワーコンディショナーの交換について、コストが増大するため、必須要件ではなく事業者の提案にするのはどうか。	事業者リスクの部分であるため、 「・単価にはパワーコンディショナー機器更新にかかる費用（事業期間中に最低 1 回）及び廃棄費用を見込んで提案すること。また、当該費用が提案書上で明確にわかるよう記載すること。」の記載を削除します。 なお、運転期間中の発電量低下を防ぐ提案については評価基準の「5.施工・維持管理」において評価します。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
15	募集要項 P4	5企画提案書の内容(1)キ	「国補助金等の活用が可能な場合」とあるが、具体的な該当補助金はあるか。	現時点で想定している補助金がないため、「5企画提案書の内容(1)キ」の記述を削除します。
16	募集要項 P5	5企画提案書の内容(1)ケ	「屋根の点検」とあるが、想定している点検の内容と頻度はどのくらいか。	本施設の屋根はガルバリウム鋼板による折板屋根であり、太陽光パネルを取り外す必要がある点検・修繕は、施工時に錆を生じさせる施工でなければ、通常30年程度では想定されません。 そのため、募集要項「5企画提案書の内容(1)ケ」における載せ降ろしコストに関する記述を削除します。
17	募集要項 P5	5企画提案書の内容(1)ケ	「屋根の点検や修理に伴い、設備の載せ降ろしが事業期間中に2回、計3カ月程度発生する場合を想定し、当該載せ降ろしのコストを見込んで提案すること」とあるが、本記載の目的は、屋根（折板）の補修に伴う載せ降ろしとの理解でよいか。その目的であれば2回の費用を見込むのは、あまりにもコストが増大するため、回数も含め、事業者の提案レベルにするのはどうか。 折板の耐用年数から見れば、20年から30年は問題ないことと、太陽光パネルが載っていれば更に耐久性は伸びる。	回答No16のとおりとします。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
18	募集要項 P5	5企画提案書の内容(1)ケ	「屋根の点検や修理に伴い、設備の載せ降ろしが事業期間中に2回、計3カ月程度発生する場合を想定し、当該載せ降ろしのコストを見込んで提案すること」と記載があるが、架台も一時撤去対象か。	回答No16のとおりとします。
19	募集要項 P5	5企画提案書の内容(3)	「実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書の写しを提出すること。」と記載されているが、どのような実績であれば記載可能か。	契約又は協定書の締結まで完了している、類似する業務の実績のことです。 評価項目となりますので、記載する内容は提案者により判断してください。
20	募集要項 P5	5企画提案書の内容(3)	類似業務経歴書として、「契約書や仕様書、協定書等」と記載されているが、公印付き書類については関係者間以外への開示は機密保持の観点上、困難であるため、開示可能な書類やマスキング等での対応でよいか。	業務内容と実際に契約・協定締結したことがわかるものであれば左記対応で構いません。
21	募集要項 P6	6企画提案書作成にあたっての留意事項	「1提案者につき1案まで」及び「1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない」とあるが、複数パターンの提案が含まれていた場合はどう扱われるか。	複数パターンの提案は認められません。 単独パターンのみ評価の対象とします。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
22	募集要項	P8	10その他留意事項 (1)ア及びエ	「採用した提案書等の著作権は市に帰属する」、「市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある」とあるが、提案書等の情報は事業者の戦略や方針を多分に含んでいることが多く、事業者の競争力保持のために、出来る限り公開は避けたいと考えている。 公開請求があった場合に、事業者がそれを拒否することは可能か。それが適わない場合は、採用・不採用に関わらず、提案書等の著作権は各提案者に帰属することとできるか。	情報公開請求があったときは、市情報公開条例に基づき判断します。
23	募集要項	P10	評価基準	評価基準表における各項目（小項目で19項目）それぞれの配点は公開されるか。	非公開とします。
24	募集要項	P10	評価基準	「4.電気料金」の金額面の評価について、「kWh 従量単価制」と「定額料金制」とで、どちらかの方法が有利になるということはあるか。	評価の対象となるため、非公開とします。
25	仕様書	P1	2事業内容(1)オ	撤去により防水層等を破損した場合は事業者負担で修復となっているが、どのような場合を想定しているか。	撤去作業中の破損を想定しています。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
26	仕様書 P1	2事業内容(1)オ	「オ 運転期間終了後、又は設備導入された施設の廃止の場合等により設備が使用できなくなった場合、事業者は事業者負担により設備を撤去する。」とあるが、インフレリスク等を踏まえると20年契約終了後の撤去費用を見込むことは難しいと考える。 仮に費用を見込んだ場合、リスク低減のため過大な費用を見込むことになるため、34円/kWh(税込)のボーダーを下回ることが難しくなることが予想される。	「撤去費用は契約時の見積額で見込み、実際の撤去費用が見込額と異なる場合には、市と協議の上精算を行うことができるものとする。」と追記します。 なお、撤去費用の見積もり額は再エネ特措法第15条の7第1項における解体等積立金に10年間の発電見込量(kWh)を乗じた額として下さい。
27	仕様書 P1	2事業内容(2)ウ	施工可能時期については、「夏季休業期間内」とあるが、具体的な月日として現場に入れるのは7月何日から8月何日になるか。また、お盆期間等、現場に入れない期間や日にちについても示していただきたい。	令和6年度の夏季休業日が決定していないため、令和5年度の日程を示しますと、7/20～8/29の41日間(土日祝日を除くと28日間)です。土日祝日及び勤務時間外は職員が不在であることから、原則施工は避けてください。 なお、お盆休業期間はありません。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
28	仕様書 P2	2事業内容(3)ウ～カ	ウ・エ・オ・カ：これらの4項目は、いずれも kWh 単価での提案に限った要件となるため、各4項目の書き始めの箇所で「kWh 単価での提案の場合、・・・」とのコメントの追記が必要と考える。 (例)ウ kWh 単価での提案の場合、電力使用量は検定を受けた電力量計により計測されたものとする。 エ kWh 単価での提案の場合、契約単価は電力使用量に対する電力料金単価のみとする。 オ kWh 単価での提案の場合、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。 カ kWh 単価での提案の場合、基本料金の単価の設定は、行わないものとする。	文言を修正します。
29	仕様書 P1	2事業内容(3)ウ	「定額単価」の提案の場合は「検定付き電力量計」は不要のため、設置しなくてもよいか。	発電量及び自家消費量が把握できるのであれば、構いません。
30	仕様書 P2	2事業内容(3)キ	「撤去」とあるが、あくまで PPA 事業20年間で必要な機器（パソコン・蓄電池等）の「更新時に取り外した機器の撤去」のことであり、契約期間終了後の撤去は含まないという理解でよいか。	契約期間内に交換が生じた場合の撤去費用の他、契約期間終了時(20年経過時)に撤去する際の費用を含んでください。
31	仕様書 P2	2事業内容(3)キ	キュービクル改造が発生する見込みですが、改造に要する費用は本事業にて対応すると考えて良いか。	改造に要する費用を提案単価に含んでください。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
32	仕様書	P1	2事業内容(3)ク	提供される予定使用電力量に対して使用量が大きく乖離していた場合、金額の変更等の対応が協議できる旨の記載を追記してほしい。	施設が使用する電力量の試算の妥当性も含めて、評価事項であると考えています。 なお、提供する予定使用電力量はあくまで参考として試算結果を公表したもので、実際の使用量とは異なることが想定されます。 稼働前の施設であるため、公開する設計図書や類似施設等から使用電力量を提案者により試算してください。 また、契約時に想定した使用電力量と実際の使用電力量に著しい乖離が生じた場合の対応についても、評価の対象となります。
33	仕様書	P2	3設備工事前の調査・手続(2)	「太陽光発電設備により発電した電力について、非常時に市が無償で使用できるように」となっているが、定額料金制の場合は有償となるか。	「3設備工事前の調査・手続(2)」を「太陽光発電設備により発電した電力について、非常時に市が使用できるように」と修正します。 なお、非常時の使用電力料金については提案事項と考えています。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
34	仕様書 P2	3設備工事前の調査・手続(3)	<p>「設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、市及び施設管理者と協議し、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する」とあるが、具体的にどのような書面内容を想定しているか。</p> <p>また、太陽光設備の荷重等を原因とし建物等への損害が生じた場合に、本書面を理由に事業者側へ責任が生じるか。</p>	<p>新たに構造計算をする必要はありませんが、本書面の内容については、提案者の提案によることとし、評価の対象とします。</p> <p>また、契約の相手方となる優先交渉権者に対して、市から追加の資料の提出を求めることがありますので、可能な限りご協力をお願いします。</p> <p>太陽光発電設備の荷重等を原因として建物等への損害が生じた場合は、本書面の有無にかかわらず、リスク分担表のとおり事業者原因者の責任となります。 (令和5年12月21日修正)</p>

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
35	仕様書	P2	3設備工事前の調査・手続(3)	「設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、市及び施設管理者と協議し、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する」とあるが、本施設は構造計算を行っており、太陽光発電設備が積載できるよう設計されていると認識しているが、事業者側が書面を提示する必要はあるのか。	市の提供する資料は、どのような設備を設置しても施設の耐久性に問題がないことを担保するものではありません。提供資料及び設備設置場所や条件等を考慮し、施設の耐久性に問題がないことを事業者においてご確認ください。その際、新たな構造計算を求めるものではありません。提案事業者がどのような条件において安全性を確認したか市及び施設管理者が確認するため、書面によりご報告ください。 なお、施設の構造計算書については参考資料をご確認ください。
36	仕様書	P3	3設備工事前の調査・手続(4)	3頁目の1行目以降の「設備の水平投影面積」については、どのような手続きで必要となるか。	行政財産使用許可申請に使用します。
37	仕様書	P3	4設備の設置(1)	出力保証最低20年について「出力保証」の定義は何か。	製品メーカーが一般的に提示している出力保証と同義です。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
38	仕様書 P3	4設備の設置(1)	<p>「システム保証が最低10年間」との記載があるが、システム保証を提供するメーカーは限られ、モジュール・PCS等のメーカーを統一する等の条件があるため、必然的に選択肢が限られ、参加事業者が提案するシステム構成が画一的となり、プロポーザルの意義が薄れる可能性がある。</p> <p>また、大半のメーカーでモジュールやPCSの製品保証が付されており、募集要項では機器故障時の交換等は事業者負担で実施することとなっている点を踏まえると、システム保証を求める意義は低いと考える。</p>	事業者によるリスクの範疇であることから、「システム保証が最低10年間、」の記載を削除します。
39	仕様書 P3	4設備の設置(2)	施設の廃止により設備が使用できなくなった場合、PPAの残存期間に応じた違約金は払われるのか。	市側の原因において設備の契約の維持が困難になった場合の違約金については、契約書に盛り込むことを想定しています。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
40	仕様書	P3	4設備の設置(2)	<p>「運転期間終了後、又は設備導入された施設の廃止の場合等により設備が使用できなくなった場合、事業者は事業者負担で設備を撤去する」と記載されているが、20年以内でも施設が廃止等になった場合は事業者負担で設備を撤去するということか。</p> <p>「原因者が全額負担する」としてほしい。</p>	<p>撤去費用については、契約単価に撤去費用を見込んで提案いただくため、理由の如何を問わず原則として事業者の負担で撤去を行うこととなります。</p> <p>なお、撤去費用についてはNo26に記載しているとおおり、実際の撤去費用と見込額が異なる場合には、市と協議の上精算できるものとします。</p> <p>また、事業の中止に係るリスクはリスク分担表のとおりです。</p>
41	仕様書	P4	4設備の設置(2)	<p>「設備の撤去の際に、～当初見込んだ撤去費用の範囲内で機器交換・更新を行った上で譲渡すること」との記載があるが、インフレリスク等を踏まえると20年契約終了後の撤去費用を見込むことは難しい。</p> <p>仮に費用を見込んだ場合、リスク低減のため過大な費用を見込むことになるため、34円/kWh(税込)のボーダーを下回ることが難しくなる。</p>	<p>回答No26のとおり、解体等積立金での積算を想定しています。</p>

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
42	仕様書	P4	5工事の実施	「地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う」とあるが、太陽光パネルを設置する施設・屋根は市が指定し、市も同意の上設置するものであり、地域住民及び施設管理者の対応は市が責任を持つべきと考える。	リスク分担表のとおりです。 事業全体の責任は市にあることを否定するものではありません。 本記載は発電事業者としての責任として適切な対応を求めているものです。
43	仕様書	P5	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「施設の電気主任技術者とは別に用意する」とあるが必須か。	施設の電気主任技術者にPPA事業者が別途追加で委託する等を想定していますが、諸般の事情により施設の電気主任技術者により対応できなくなった場合、PPA事業者により用意していただく可能性があります。 文言を「施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意する」と修正します。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
44	仕様書	P5	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「電気事業法の規定により電気主任技術者の選任が必要な場合、施設の電気主任技術者とは別に用意する」とあるが、関東保安電気協会の見解では、「施設」と「太陽光」の電気主任技術者を分ける事は適切ではなく、協会から太陽光パネルの電気主任技術者を派遣することは出来ない回答があった。	基本的には施設の電気主任技術者にPPA事業者が別途追加で委託する等を想定しています。本事業により設置する設備を業務範囲に追加するにあたり必要になる費用は本事業に含んで提案してください。 なお、諸般の事情により施設の電気主任技術者が設備に関する対応をすることができなくなった場合、PPA事業者により用意していただく可能性があります。 文言を「施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意する」と修正します。
45	仕様書	P5	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「施設の電気主任技術者とは別に用意する」とあるが、キュービクルの電気主任技術者は、給食センター施設側から選任されると考えて良いか。 また、その費用は本事業と別途と考えて良いか。	回答No44のとおりとします。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
46	仕様書	P5	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ、配線状況等の確認を行うものとする」とあるが、本施設は屋根に人が登れるようになっているか。また、基礎の沈下や隆起の確認は範疇外と思われる。	キュービクル設置場所（中2階屋上部分）から外はしごにより上ることが可能です。 基礎の沈下及び隆起については記載を削除します。
47	仕様書	P6	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、2回までは事業者の負担とし、以降の費用負担については協議により決定する」とあるが、いつ、どのくらいの期間で、どの部分まで一次的な撤去となるか分からず、また、大量の太陽光モジュールをどこまで運搬して、どのくらいの期間保管するのか（数百枚の太陽光モジュールを保管できるスペースが近くのある場所にあるか、保管費用はどのくらいになるのか、作業はある程度の連続した日が必要で夏季休業期間しか想定できないためそうすると1年も保管するのか）が不明。そのため、金額を現段階で想定することは難しい。PPA事業期間内での一時撤去は、市側で別途予算を立てて実施していただきたい。	官民対話及び対象施設の設計事業者への確認を経て、本施設の屋根はガルバリウム鋼板による折板屋根であり、載せ降ろしが発生する点検や改修工事は運転期間内に想定しないこととしたため、左記文言を「設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、市の負担とする」と修正します。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
48	仕様書 P6	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、2回までは事業者の負担とし、以降の費用負担については協議により決定する」とあるが、設備の撤去・再設置は多大な費用を要するため、この要項が必須となると34円/kWh(税込)のボーダーを下回ることが難しくなる。	回答No47のとおりとします。
49	仕様書 P6	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「施設の維持管理上実施される点検や、災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の市による売電収入補償は行わない。それに伴う契約期間の延長については市と協議する」と記載されているが、期間延長はできるものと考えてよいか。	延長することを前提に協議します。
50	仕様書 P6	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「設備の運転停止期間が合計で3ヶ月を超える場合は、その超過期間を事業期間に含まず、その間の市による売電収入補償は行わない」とあるが、3ヶ月を超える運転停止期間が発生したことにより事業期間終了日が後ろ倒しになった場合、元々の事業期間終了日と新たな事業期間終了日との間の期間で発生した設備の故障等の対応はどちらが責任をもつのか。	事業期間が後ろ倒しになった場合においても、事業期間内に発生した設備の故障対応は事業者が行います。ただし、運転停止期間が12ヶ月を超えるような場合は、元々の事業期間終了日と新たな事業期間終了日との間に生じた故障対応に関する費用負担について、協議事項とします。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
51	仕様書	P6	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「設備の運転停止期間が合計で3ヶ月を超える場合は、その超過期間を事業期間に含まず、その間の市による売電収入補償は行わない」とあるが、事業の予見可能性を著しく低下させるものであり、市の起因で運転停止期間が長期に渡る場合は売電収入補償等を実施すべき。	回答No47のとおり、設備の移設は通常想定されませんが、仮に実施された場合の取扱いは現行案のとおりとします。
52	仕様書	P6	7責任分担の基本事項	「地震保険」への加入は必須か。	事業者リストの範疇だと考えますので、当該箇所から地震保険の記載を削除し、加入は提案事項とします。 (令和5年12月21日修正)
53	仕様書	P8	別紙1 設置に関する留意事項(4)	別紙1 (4) 作業可能な時間帯として「午前9時から午後4時30分」とありますが、片付けも含めた完全撤退するとなると、「1日での作業時間があまりにも短い」と受け止めている。「午前8時00分～午後6時00分まで」(17時30分までに作業完了してその後片付け)とできないか。	施設の就業時間外は人が不在となるため、作業を避けてください。 なお、作業時間を「午前8時30分から午後4時45分」に修正します。
54	仕様書	P8	別紙1 設置に関する留意事項(4)	「土日祝日の作業は禁止する」との厳しい記載となっているが「工事期間内の天候状況により、土日祝日の作業も相談に応じる」等との記載をお願いしたい。	土日祝日は職員が不在となるため、原則作業を避けてください。 なお、「天候等によりやむを得ず上記作業可能日時以外に作業を行う場合は、事前に市及び施設管理者と協議し許可を得ること」と追記します。 停電を伴う作業についても同様とお考えください。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No	ページ	該当箇所	意見・質問	回答
55	仕様書 P8	別紙1 設置に関する留意事項(11)	「事業期間終了後に譲渡することとなった場合は、P V 設備及びその附属機器類について、これらが健全であることを証明してから引継ぎをすること」とあるが、健全とはどういう意味か。	太陽光発電設備の年次点検項目と同様の点検を行い、指摘事項がなく正常に使用できる状況であること、発電量が使用開始時の70%以上であることを指します。
56	仕様書 P8	別紙1 設置に関する留意事項(11)	「事業期間終了後に譲渡することとなった場合は、P V 設備及びその附属機器類について、これらが健全であることを証明してから引継ぎをすること」とあるが、どのような証明が必要か。	太陽光発電設備の年次点検項目と同様の点検を行い、指摘事項がなく正常に使用できる状況であることがわかる報告書をもって確認することを想定しています。 なお、引き渡し時点での発電量が使用開始時の70%未満に劣化していた場合、該当パネルの交換等により、70%以上の発電量となるよう措置を求めます。
57	仕様書 P8	別紙1 設置に関する留意事項(11)	「P V 設備及びその付属機器類を除き、事業期間前の状況に復元してから引き渡すこと。」とあるが、復元すべきものの対象は何か。	別紙1設置に関する留意事項の(11)から「また、P V 設備及びその付属機器類を除き、事業期間前の状況に復元してから引き渡すこと。」の記載を削除します。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
58	仕様書	P8	別紙1 設置に関する留意事項(14)	「パワコンが既存インバーター等へ与える影響について調査・検討すること」とあるが、どのような調査・検討を想定しているか。	別紙1設置に関する留意事項の(14)を削除します。
59	仕様書	P9	別紙2 予想されるリスクと責任分担	「募集要項の誤り」では、「重大な誤り」と記載されているのに対して、「提案書類の誤り」では、「誤り」との記載となっている。表記を統一すべき。	募集要領の誤りを「募集要項や仕様書の記載事項に誤りがあり、事業の実施に支障をきたす場合」と修正します。
60	仕様書	P9	別紙2 予想されるリスクと責任分担	「第三者賠償」では、市と事業者の両方を○として、協議事項とすべきと考える。	設備に起因する損害は事業者により保険等で賠償すべきものと考えます。
61	仕様書	P9	別紙2 予想されるリスクと責任分担	「安全性の確保」・「環境の保全」だが、PPA 事業で設置した設備に関しては事業者に○、建物側に起因したことに 대해서는市に○となる。	全体を通じて、施設に起因する場合は市がリスクを負担します。
62	仕様書	P9	別紙2 予想されるリスクと責任分担	「不可抗力」について、保険を超える範囲での地震等のリスクを事業者責任とすることは、現時点で想定しえない天変地異等のリスクもすべて事業者が持つこととなり、非現実的と思われる。	市・事業者の双方に○とし、協議事項とします。
63	仕様書	P9	別紙2 予想されるリスクと責任分担	「天候不良による発電量の減少」だが、「契約単価が kWh 従量単価の場合」との追記が必要。	「契約単価が kWh 従量単価の場合」と追記します。

所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業に係る
官民対話での意見及び質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。 (令和5年12月21日修正)

No		ページ	該当箇所	意見・質問	回答
64	仕様書	P9	別紙2 予想されるリスク と責任分担	「施設損傷」に3項目あるが、事故・火災いずれの災害においても、原因者が市か事業者かの2項目での表記でお願いしたい。 (例)施設損傷 PPA 事業の設備に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷・障害 ⇒ 事業者に○ 施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷・障害 ⇒ 市に○	「施設損傷」の負担者に係る項目を「原因者が負担」と修正します。
65	仕様書	P9	別紙2 予想されるリスク と責任分担	全体として、施設に起因する損害は市、設備に起因する損害は事業者と明記すべき。	回答No64のとおりとします。
66	参考資料		キュービクル図面	逆電力継電器 (RPR)が設置されているように思うが、余剰売電をする際の取扱いはどうなるか。	余剰売電をする際は、RPRの停止措置、又は取り外しをしていただくこととなります。